

令和3年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 608,425千円

(歳出) ・社会保障施策に要する経費 5,336,764千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	社会福祉						社会保険				保健衛生			合計	
	障害者福祉事業	高齢者福祉事業	児童福祉事業	母子福祉事業	生活保護事業	小計	介護保険事業	国民健康保険事業	後期高齢者医療事業	小計	疾病予防対策事業	医療提供体制確保事業	小計		
経費	945,203	53,788	2,003,332	203,368	748,661	3,954,352	401,459	14,000	452,527	867,986	223,186	291,240	514,426	5,336,764	
財源内訳	特定財源	708,876	3,977	1,583,267	67,789	573,809	2,937,718	0	0	0	0	7,865	139,905	147,770	3,085,488
	うち国県支出金	708,876	0	1,489,382	67,789	572,693	2,838,740	0	0	0	0	7,780	119,895	127,675	2,966,415
	うちその他	0	3,977	93,885	0	1,116	98,978	0	0	0	0	85	20,010	20,095	119,073
	一般財源	236,327	49,811	420,065	135,579	174,852	1,016,634	401,459	14,000	452,527	867,986	215,321	151,335	366,656	2,251,276
	うち社会保障財源化分の地方消費税交付金	63,869	13,462	113,526	36,641	47,255	274,753	108,497	3,784	122,299	234,580	58,192	40,900	99,092	608,425

※介護保険事業及び国民健康保険事業については、保険給付費に対する一般会計からの繰出金を経費としている。
消費税引き上げ分は、各事業の一般財源の按分により充当している。